

# 第1章 計画に関する基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本県では、昭和63年6月に群馬県保健医療計画を策定して以来、保健医療を取り巻く環境の変化に応じ、医療提供体制の整備や医師確保対策など様々な取組を展開するとともに、必要に応じて計画の改定を行ってきました。

そして現在、急速な高齢化の進展や、生活習慣病の増加などの疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康に対する意識の高まりなど、保健医療を取り巻く環境は著しく変化しており、医師や看護師等の医療従事者の不足も課題となっているところです。

また、介護分野においても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加など、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

特に今後、平成37年（2025年）には団塊の世代すべてが75歳以上となる本格的な超高齢社会を迎えるに当たり、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備していくことが求められています。

こうした中、県民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るためには、保健・医療・福祉が連携を取りながら、限りある資源を効率的・効果的に提供できるよう、将来も見据えて、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供できる体制を確立し、充実した保健医療施策の推進を図ることが必要です。

また、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供するため、病床機能の分化・連携を進めるとともに、退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスの提供体制を充実させていくことが重要となります。

本県では、平成27年4月に第7次群馬県保健医療計画を策定し、さらに平成28年11月には群馬県地域医療構想を定めて追加したところですが、計画の期間が平成29年度までとなっていることから、これまでの県の取組や国が定める医療計画作成指針等も踏まえ、改めて今後の保健医療のあり方などを検討し、県民が良質かつ適切な医療を安心して受けられる体制を構築するため、第8次群馬県保健医療計画を策定しました。

## 2 計画の理念

この計画では、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」における基本目標である「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」や「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」を踏まえ、「県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、県民と患者の視点に立って、将来にわたり良質かつ適切な医療が効率的かつ効果的に提供できる体制を確立する」ことを基本理念とするとともに、次の視点に立って施策の展開を図ることとします。

- (1) 安全で質の高い医療を提供する体制を整備し、県民の健康と元気な暮らしを支える。
- (2) 誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療と介護が持続的に切れ目なく提供される体制を構築する。
- (3) 地域の医療を支える医療従事者の確保・養成と、働きやすい環境を整備する。

### 3 計画の位置付け

この計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき策定する医療計画です。

また、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」の個別計画として、医療分野における最上位計画の役割を持つとともに、計画の策定及び推進に当たっては次に掲げる保健・医療・福祉などの関連施策に関する各種県計画との整合性を図ります。

〔整合性を図る各種計画（主なもの）〕

- ・ 群馬県医療費適正化計画
- ・ 群馬県がん対策推進計画
- ・ 群馬県感染症予防計画
- ・ 群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 群馬県肝炎対策推進計画
- ・ 群馬県結核予防計画
- ・ 元気県ぐんま21（群馬県健康増進計画）
- ・ 群馬県歯科口腔保健推進計画
- ・ 群馬県高齢者保健福祉計画（群馬県老人福祉計画、群馬県介護保険事業支援計画）
- ・ バリアフリーぐんま障害者プラン（群馬県障害者計画、群馬県障害福祉計画、群馬県障害児福祉計画）
- ・ 群馬県自殺総合対策行動計画 など

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。

なお、在宅医療その他の必要な事項については3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には計画の変更を行うことで、市町村介護保険事業計画や県介護保険事業支援計画との整合性を図ることとします。

このほか、計画期間内であっても、保健医療を取り巻く社会・経済環境の変化等により必要があると認めるときは計画の見直しを行うこととします。

### 5 将来に向けた取組

この計画では、計画の期間中、5疾病・5事業及び在宅医療の連携体制や病床機能の分化・連携、望ましい圏域のあり方や関係者の役割分担など、それぞれの地域における協議や検討を継続的に行うことで、地域の実情に応じた取組を進めることとします。

また、保健医療を取り巻く社会・経済環境の変化等に機敏に対応するため、地域の医療関係者や市町村と連携しながら、より効率的・効果的な施策や取組を展開できるよう努めます。

